

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

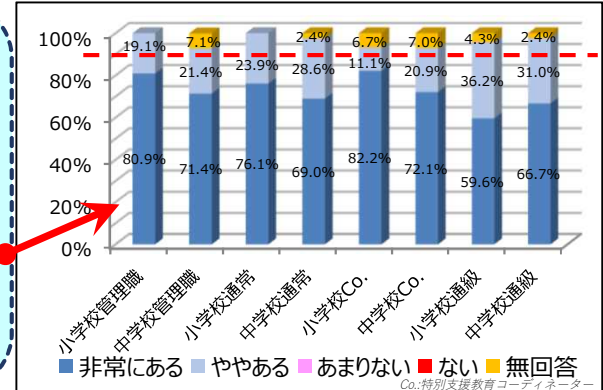
① 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成30年度予算額 267百万円(平成29年度予算額 201百万円)

背景

- ① 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。
- ② また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、**学習上つまづくポイントを意識した指導方法**が求められる。
- ③ 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>

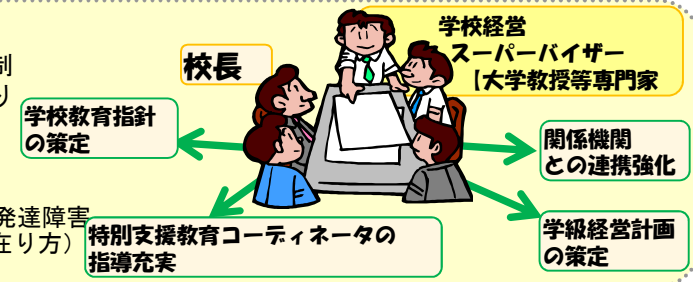


① 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 49百万円

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

20箇所(学校経営スーパーバイザーの配置 20人)

- (事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、
 ○発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方)
 ○学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 128百万円

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまづくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方等について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまづくポイントに対する教授方法の開発を行う。

23箇所(教科教育スーパーバイザー等 約23人配置)

- (事業内容) ○学習上のつまづきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究
 ○学習上のつまづきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



③ 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 60百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。また、平成30年度から高等学校における通級による指導の制度化に対応するため、従来の小・中学校だけでなく、高等学校における研究を行う。 17地域

- (事業内容)
 ○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
 ○教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
 ○通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

背景

①発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され10年が経過、平成28年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する改正としては、可能な限り発達障害児が発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮することを規定している。

②この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮を行うことが義務化されている。

④ 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 30百万円（10地域）【新規】

委託先：都道府県・市町村教育委員会、附属学校のある国立大学法人 等

（趣旨） 発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応するなどの症状（状況）がある。

他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。

また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有が十分ではない。

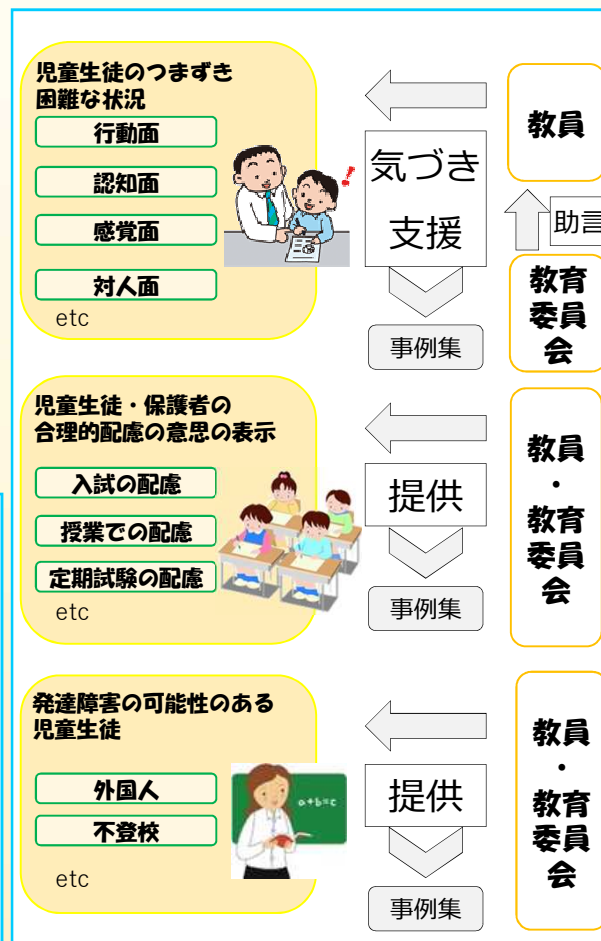
こうした状況に対応するため、学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

（事業内容）

○児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
児童生徒本人と教員の双方が困難な状況に気づきにくい感覚面に対する気づきのための理解啓発等

○児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究
※入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえた合理的配慮の研究
※合理的配慮を提供した際の学習評価の実践（例えば授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用の許可）等

○発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 等



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

②発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 平成30年度予算額 10百万円(76百万円)

放課後等福祉連携支援事業 10百万円 (4地域)

委託先：都道府県・指定都市・市町村教育委員会

趣旨

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、**学校と放課後等のデイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法**について調査研究を行う。

事業内容

委託を受けた教育委員会は、「福祉連携校」を指定し、以下の取組を実施する。

1 福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

【取組例】

- 年間を通じて両者との間で交わすべき情報の整理（年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等）
- 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築（保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成）
- 放課後等デイサービス計画等との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

2 保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

【取組例】

- 福祉連携校における支援内容（言葉かけの方法、パニック時の対応等）や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、発達の状況や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別の教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、放課後等デイサービス計画の支援目標の見直し

※福祉連携校…小学校、中学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校として、教育委員会が指定する学校。

※放課後等福祉機関…放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）を行う指定放課後等デイサービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に行っている実施先。

福祉連携校

放課後等福祉機関

実施方法

1 教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

教育委員会は福祉連携校の関係者、福祉部局関係者（※）、有識者等から組織される協議会を設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施する。

2 放課後等福祉連携調整員の配置

教育委員会は、下記の役割を担う調整員を配置する。

- 「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な**情報共有**
- **保護者を含めた意見交換の場の設定**
- 放課後等福祉機関の**支援状況を把握**
- 福祉連携校における**教員に対する支援・アドバイス**等

※福祉部局関係者は必須とする。



※「児童福祉法に基づく障害児通所支援を行っている専門施設の勤務経験を有する者」や、「発達障害のある児童生徒の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に関する専門的な知識のある者」が望ましい。